大津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市消防団の活動に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定することにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
 - (2) 消防団協力事業所 消防団活動に協力している事業所等として市長の認定を受けた ものをいう。
 - (3) 消防団長等 消防団長、本部副団長、方面隊長、地区副団長及び分団長並びに自治会 長その他の消防団活動を支援する者をいう。

(認定の申請又は推薦)

- 第3条 事業所等は、消防団協力事業所として認定を受けようとするときは、大津市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 消防団長等は、事業所等が次条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、 当該事業所等の同意を得て、当該事業所等を消防団協力事業所として認定するよう市長に 推薦することができる。

(認定)

- 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出又は同条第2項の規定による消防団 長等の推薦があった場合において、当該事業所等が消防関係法令に違反しておらず、かつ、 次の各号に掲げる基準のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業所等を消防団協力 事業所として認定するものとする。
 - (1) 本市の消防団員として消防団活動に従事している従業員が3人以上いる事業所等
 - (2) 従業員が消防団活動に従事する場合に、勤務条件上の配慮をすることとしている事業 所等
 - (3) 災害時等に事業所等の資材、機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると認められる事業所等
- 2 市長は、前項の規定による認定をした場合にあっては大津市消防団協力事業所認定通知書(様式第2号)により、前項の規定による認定をしないことと決定した場合にあっては大津市消防団協力事業所不認定通知書(様式第3号)により、当該認定の申請をした事業所等及び当該推薦をした者に通知するものとする。

(有効期間)

第5条 前条第1項の認定の有効期間は、2年とする。ただし、事業所等が総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成18年11月29日付け消防災第427号)の規定により総務省消防団協力事業所表示証(以下「消防庁表示証」という。)の交付を受け、かつ、当該消防庁表示証に係る有効期間の満了の日が同項の認定の有効期間の満了の日以後の日であるときは、当該消防庁表示証に係る有効期間の満了の日まで効力を有するものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により事業所等を消防団協力事業所として認定したときは、当該事業所等に対し、消防団協力事業所表示証(様式第4号。以下「表示証」という。)を交付する。この場合において、消防団協力事業所として認定した事業所等の所在地が他の市町村にあるときは、当該市町村の長と協議して、当該市町村の名称を表示証に併記するものとする。

(交付整理簿の備付け)

第7条 市長は、大津市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第5号)を備え付け、消防団協力事業所の認定に係る事業所等の名称、住所、有効期間その他の必要な事項を記録するものとする。

(表示証の掲示等)

- 第8条 消防団協力事業所は、交付を受けた表示証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。
- 2 表示証の交付を受けた消防団協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター等又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像等により、事業所等が消防団協力事業所である旨を表示することができる。この場合において、消防団協力事業所は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。
- 3 第5条の規定による認定の有効期間が満了し、又は第11条の規定により認定を取り消された事業者等は、第1項の規定による認定証の掲示及び前項の規定による表示証の写しの使用を中止しなければならない。
- 4 消防団協力事業所でないものは、表示証と紛らわしい表示をしてはならない。
- 5 市長は、前項の規定に違反する事業所等に対し、当該表示を中止すべきことを命ずることができる。

(認定内容の変更)

第9条 消防団協力事業所は、事業所等の名称その他認定を受けた内容に変更があったときは、大津市消防団協力事業所認定内容変更届出書(様式第6号)に変更内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の更新)

第10条 第5条の有効期間の満了後引き続き消防団協力事業所の認定を受けようとする事

業所等は、同条の有効期間の満了の日までに市長に申請して、認定の更新を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、消防団協力事業所の状況を確認し、当該消防団協力事業所の同意を得て、認定の更新をすることがある。

(認定の取消し)

- 第11条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、消 防団協力事業所の認定を取り消すものとする。
 - (1) 第4条第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 事業所等を廃止し、又は休止したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - (4) その他消防団協力事業所として適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消したときは、大津市消防団協力事業所認定取消通知書(様式第7号)により当該認定を取り消された事業所等に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第12条 市長は、消防団協力事業所の名称、協力内容その他必要な事項を、広報紙への掲載等の方法により公表するものとする。

(消防団協力事業所の表彰)

第13条 市長は、消防団活動への協力について特に功績があると認められる消防団協力事業所を大津市消防処務規程(昭和47年消防本部訓令第2号)の規定により表彰することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、消防団協力事業所の認定に関し必要な事項は別に 定める。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

大津市消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

(あて名) 大津市長

協力	協力事業所所在地						
協力事業所名称							
代	表	者					
担	当	者					
電		話					

大津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
 - 新 規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
 - 追 加(既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合)
- 2 協力内容(該当する項目に 印を付けてください。)

項目 番号	印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として、3名以上入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をすることとしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充 実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従 業 員 名	所属消防団名	市町村名

4 添付資料

- (1)会社案内・パンフレット等
- (2)上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3)その他審査に必要な資料

市町村	申請	【特記事項】 表示年月日	年	月	日
記入欄	推薦				

大津市消防団協力事業所認定通知書

 大 消 消 第 号

 年 月 日

樣

大津市長

大津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、申請(推薦)のありました下記の事業所については、同要綱第4条第1項の認定基準に適合すると認められるので通知します。

記

- 1 事業所の名称等
- 2 所 在 地
- 3 認定の有効期間

この通知による認定の日から 年 月 日まで

ただし、認定の有効期間中に総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を 受けた場合における当該認定の有効期間は、この通知による認定の日から当該 表示証に係る有効期間の満了の日までとする。

大津市消防団協力事業所不認定通知書

大 消 消 第 号 年 月 日

樣

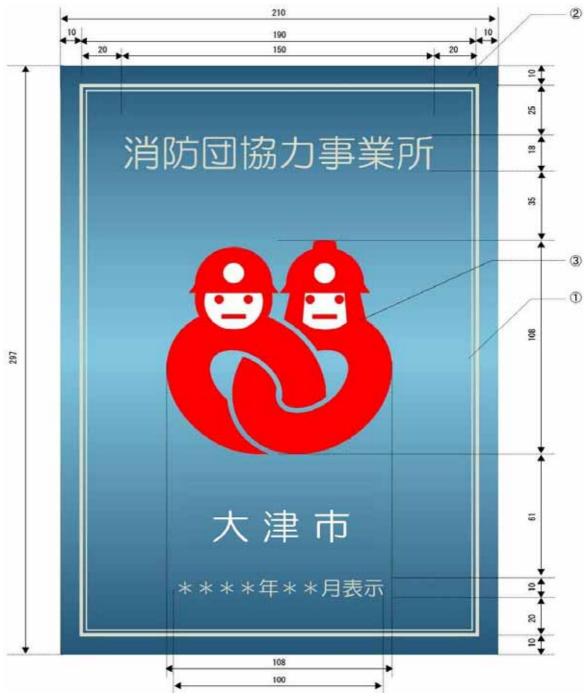
大津市長

大津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、申請(推薦)のありました下記の事業所については、同要綱第4条第1項の認定基準に適合すると認められないので通知します。

記

- 1 事業所の名称等
- 2 所 在 地

様式第4号(第6条関係)



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。

	色(CMYK 値による色指定)
地色 (中央部)	青(C:50%、M:5%、Y:0%、K:0%)
地色 (上下部)	青(C:85%、M:40%、Y:25%、K:12%)
表示マーク(面)	赤(C:0%、M:95%、Y:90%、K:0%)
文字、枠線	銀

3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。

大津市消防団協力事業所表示証交付整理簿

 / 1			郵便番号	初回表示	年月日	3	協力事項	+7- 		
交付 番号	事業所	名	所在地	年	月	日	要綱第4条関係	認定区分 該当に ☑	備	考
			担当・連絡先	更新[回数		該当に ☑			
				年	月	日	□ 1 □ 4	□申請		
				年	月	日	□ 2	□推薦		
						回	□ 3	□推薦		
				年	月	日	□ 1 □ 4	□申請		
				年	月	日	□ 2	□推薦		
						回	□ 3	□推馬		
				年	月	日	□ 1 □ 4	□申請		
				年	月	日	□ 2	□推薦		
						回	□ 3	□推馬		
				年	月	日	□ 1 □ 4	□申請		
				年	月	日	□ 2	□推薦		
						回	□ 3	□推馬		
				年	月	日	□ 1 □ 4	□申請		
				年	月	日	□ 2	 		
						回	□ 3	□推薦		

大津市消防団協力事業所認定内容変更届出書

年 月 日

(あて名) 大 津 市 長

 協力事業所所在地

 協力事業所名称

 代 表 者

 担 当 者

 電 話

大津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条に基づき認定を受けた事項について、下記のとおり変更が生じましたので同要綱第9条の規定により、変更内容を証する書類を添付して届け出ます。

記

変更事項(該当する項目に 印を付けてください。)

ED	変更項目		変 更 内 容
	事業所の名称等	旧	
		新	
		旧	
	所 在 地	新	

大津市消防団協力事業所認定取消通知書

大 消 消 第号年 月 日

(あて名) 様

大津市長

大津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第11条第1項の規定に基づき、大津市消防団協力事業所の認定を取り消すので通知します。

記

- 1 事業所の名称等
- 2 所 在 地
- 3 認 定 取 消 事 由 大津市消防団協力事業所表示制度実施要綱 第 1 1 条第 1 項第 号
- 4 認定取消日 年 月 日
- 5 そ の 他 速やかに大津市消防団協力事業所表示証を返還のこと